

広島市人事委員会規則第1号

令和8年3月12日

広島市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯岡 久美

広島市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

広島市職員の任用に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「毎年5月15日までに、翌年度に」を削り、「採用を予定する職及び職員の数並びに採用を予定する日を」の右に「あらかじめ」を加え、同条第2項中「新たに職員を試験により採用」を「採用を予定する職員の数を変更」に、「その職及び職員の数並びに採用を予定する日を、採用しようとする日の少なくとも2月前までに」を「あらかじめ」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。